

半田市緊急ショートステイ事業実施要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、ホームレス、高齢者・障がい者虐待、ドメスティックバイオレンス等の生活困窮者に対するセーフティネット機能の担保のため、福祉的な支援を行う上で、緊急に保護を必要とする者を一時的に入所させる緊急ショートステイ事業（以下「事業」という。）の実施及び利用に係る事務手続等について必要な事項を定めることを目的とする。

(実施方法)

第2条 市長は、事業を適切に実施できると認められる社会福祉法人等に事業の実施を委託することができるものとする。

2 市長は、前項の規定により事業の実施を委託するときは、受託する者（以下「受託事業者」という。）と協議し、実施施設、事業に要する費用、支払方法等について、あらかじめ定めるものとする。

(利用対象者)

第3条 この事業の対象者（以下「利用対象者」という。）は、市長が福祉的な支援を行う上で、緊急に保護する必要があると認めた者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、他の福祉施策を利用可能な者は、当該福祉施策の利用を優先する。

- (1) 障がい者手帳の所有者、自立支援医療受給者又は難病患者であって、介護者の急病、事故、葬儀等により、他に介護する者がいないもの
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）の要介護認定又は要支援認定を受けていない者であって、環境上の理由又は経済的理由により、日常生活を営むのに支障があるもの
- (3) その他市長が特に必要と認めたもの

(利用期間)

第4条 この事業の1回当たりの利用期間は、原則90日以内とする。ただし、市長が、やむを得ない理由があると認める場合は、必要最小限の範囲で延長できるものとする。

(利用の申請)

第5条 この事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、緊急ショートステイ利用申請書（様式第1）及び身元引受誓約書（様式第2）に健康診断書を添えて市長に申請するものとする。

2 市長は、申請者の利便を図るため、半田市社会福祉協議会、地域包括支援センター、養護老人ホーム等の関係機関を経由して申請を受けることができる。

3 申請者は、緊急性が極めて高い事由のため、第1項に規定する方法による申請が困難なときは、口頭で申請することができる。

4 市長は、前項の規定による申請がやむを得ないと認めたときは、利用に必要な事項を聴取し、受託事業者の同意を得て、緊急利用を行わせることができる。

5 市長は、前項の緊急利用を行った場合は、速やかに第1項に規定する手続を行わせるものとする。

（利用の決定）

第6条 市長は、前条の利用申請書を受理したときは、速やかに利用の要否、利用期間、施設の収容能力等を調査し、利用の決定を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により、利用が適当であると認めたときは、緊急ショートステイ利用決定通知書（様式第3-1・第3-2）により速やかに申請者及び受託事業者へ通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により、事業の利用が適当でないと認めたときは、緊急ショートステイ利用申請却下通知書（様式第4）により速やかに申請者に通知するものとする。

（利用の手続等）

第7条 市長は、第6条第2項の決定通知書を受けた利用対象者（以下「利用者」という。）に実施施設を利用させるときは、第5条第1項に基づき申請者が提出した身元引受誓約書（様式第2）の宛先に施設名を記入し、受託事業者へ送付するものとする。

2 受託事業者は、利用者を入所させるに当たり、申請者から居宅時における当該利用者の健康状態及び特性について十分聴取のうえ、円滑な利用に努めるものとする。

（利用の解除）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用の決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、市長は、緊急ショートステイ利用解

除（変更）通知書（様式第5）により申請者及び受託事業者に通知するものとする。

- (1) 利用者が、利用期間満了前に施設を利用する必要がなくなったとき。
- (2) 利用者が、利用の決定後に疾病又は負傷したため治療を受ける必要が生じたとき。
- (3) 利用者が、虚偽の申請その他不正な手続により利用の決定を受けたとき。
- (4) その他やむを得ない事情により利用者の利用を継続することが困難なとき。

（事業の費用）

第9条 市長は、受託事業者に事業を委託したときは、事業に要する経費としてあらかじめ定めた費用を支弁する。

（費用負担）

第10条 事業に係る利用者の費用負担は無料とする。ただし、市長が受託事業者と契約した費用以外にかかる経費に関しては、利用者の実費負担とする。

（留意事項）

第11条 受託事業者は、この事業の実施に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 利用期間中の利用者の生活状況が明らかにできるように記録を整備しなければならない。
- (2) この事業に係る経理と他の事業に係る経理とを明確に区分のうえ、関係帳簿を整理し、5年間これを保存しなければならない。
- (3) 利用者の身上及び家庭に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。利用期間が終了した後も、また、同様とする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 半田市在宅高齢者短期介護事業実施要綱（平成21年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第2（第5条・第7条関係）

身元引受誓約書

年 月 日

（実施施設）

殿

申請者

住 所

氏 名

この度、半田市緊急ショートステイ事業実施要綱に基づき決定された事業の利用に当たっては、下記の利用者については、その身元を引き受け、利用期間が終了したときは本人を引き取ることを誓約いたします。

記

1 利用者

住 所

氏 名

2 利用期間

年 月 日から

年 月 日まで

様式第3-1 (第6条関係)

緊急ショートステイ利用決定通知書

(申請者)

様

第 号
年 月 日

半 田 市 長

印

年 月 日付けで申請のあった半田市緊急ショートステイ事業の利用について次のとおり決定したので通知します。

なお、利用期間内においても、利用の必要がなくなったときには、速やかに申し出てください。

利用者氏名		性 別		生年 月日	大正・昭和・平成・令和 年 月 日
利用理由					
利用期間	年 月 日 ~ 年 月 日まで (日間)				
実施施設	施設名				
	所在地	〒 (電話 -)			
備考					

様式第3-2 (第6条関係)

緊急ショートステイ利用決定通知書

(実施施設)

第 号
年 月 日

様

半 田 市 長

印

半田市緊急ショートステイ事業実施要綱に基づき、次のとおり事業の利用を決定したので通知します。

利用者	ふりがな 氏 名		性 別		生 年 月 日	大正・昭和・平成・令和 年 月 日
	住 所	〒 (電話)				
申請者	氏 名					
	住 所	〒 (電話)				
利用理由						
期 間		年 月 日 ~ 年 月 日まで				
緊急 連絡 先	ふりがな 氏 名	(利用者との関係)	電話	() -		
	住 所 (3のみ 記入)	1 申請者に同じ 2 利用者に同じ 3 その他 〒				
利用者の状況						

様式第4（第6条関係）

緊急ショートステイ利用申請却下通知書

第 号
年 月 日

（申請者）

様

半 田 市 長 印

年 月 日付けで申請のあった半田市緊急ショートステイ事業の利用については、次により承認できないので通知します。

利用者氏名		性別		生年 月日	大正・昭和・平成・令和 年 月 日
理 由					

様式第5（第8条関係）

緊急ショートステイ利用解除（変更）通知書

（申請者・実施施設） 第 号
年 月 日

様

半 田 市 長 印

半田市緊急ショートステイ事業実施要綱に基づく事業の利用を、次のとおり取消（変更）したので通知します。

利用者氏名		性 別		生年 月日	大正・昭和・平成・令和 年 月 日
利用期間	予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日まで (日間)			
	実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日まで (日間)			
取消（変更） 理由					
実施施設	施設名				
	所在地	〒 (電話)			
備考					